

住まい

有田川町不良空家除却補助金

倒壊などの恐れのある危険な住宅などの空き家を除却する所有者などに対し、その費用の一部を補助する制度を実施しています。

なお、対象となる空き家については、事前に「不良空家」の認定を受ける必要があります。認定および補助金の交付には諸条件がありますので、申請前にお問い合わせください。

対象となる除却工事

原則として、敷地内にある全ての建物・工作物などを除却するもので、町内に本店を有する事業者に請け負わせるもの。ただし、補助金の交付決定前に着手された工事を除く。

● **補助金額**／対象となる費用の3分の2（上限50万円）

● **受付期間**／5月11日（月）～12月18日（金）

● 受付場所／建設課（吉備庁舎）

清水行政局建設環境室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても予算上限に達し次第締め切ります。

問 建設課（吉備庁舎）

年金

離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合に2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができるとなっています。手続きは離婚後5年以内に行っていた必要があります。

※離婚などが令和8年（2026年）4月1日以前の場合、離婚などをした日の翌日から起算して2年以内。

① 合意分割制度

・2人からの請求により年金を分割できます。

・年金分割の割合は2人の合意、または裁判手続きにより決定されます。

② 3号分割制度

・国民年金第3号被保険者（厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方）であった人からの請求により年金を分割できます。

・年金分割の割合は2分の1ずつとなります。

・平成20年（2008年）4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

問 和歌山西年金事務所

☎073・447・1660

保険

医療費通知のお知らせ時期

医療費通知は、国民健康保険の世帯主宛てに年6回、後期高齢者医療被保険者宛てに年1回、郵便はがきで送付します。今後の発送時期、対象となる診療月については、表のとおりです。

診療月	お知らせ時期（予定）	
	国保（年6回）	後期（年1回）
1月	5月上旬	翌2月中旬
2月		
3月	7月上旬	
4月		
5月	9月上旬	
6月		
7月	11月上旬	
8月		
9月	翌1月上旬	
10月		
11月	翌3月上旬	
12月		

※医療費通知は、税申告の際の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の代わりとして使用することができます。

※医療費通知に記載している自己負担相当額（患者負担額）と、実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。

※医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

問 住民課（吉備庁舎）

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターは 皆さまの子育てを応援します！

にこにこベビーサイン

- 日時／5月27日（水）10:00～11:00
- 場所／子育て支援センター
- 定員／10組程度
- 参加費／無料
- 講師／杉山江里子さん
- 申し込み／5月7日（木）8:30～

開設日時など	
あそびのひろば	金曜日（5月8日・15日・22日・29日） ※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。
	10:00～11:00 13:45～14:45

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター ☎52-5474（ファクス兼用）

